

2. 政務活動費の交付に関する条例の解釈と運用

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項の規定に基づき、高槻市議会議員（以下「議員」という。）に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と、また、同条第15項において、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定された。本条は、この規定を受け政務活動費の交付に関し必要な事項を定めることを条例制定の趣旨として規定したものである。

(政務活動費の交付)

第2条 政務活動費は、議員の職務が住民意思を代表し、政策を形成することであることに鑑み、議員の政策形成能力及び高槻市議会（以下「議会」という。）の審議機能を高めるための調査研究に関する活動（以下「政務活動」という。）に必要な経費として、議員に対して交付するものとする。

議員の職務は、議会審議や議員活動等を通じ、住民の意思を代表し、政策を形成することである。そこで、本条において、政務活動費は、議員の職務に照らし合わせて、議員の政策形成の能力や議会の審議機能を高めるための調査研究活動を行うのに必要な経費として交付するものであること、また、交付の対象は議員であることを定めている。

(政務活動費の額)

第3条 政務活動費の月額、議員1人につき70,000円とする。

政務活動費の額を月額70,000円と定めたものである。なお、この金額は、平成13年2月の高槻市特別職報酬等審議会の答申を受けて決定されたものである。

(交付の方法等)

第4条 政務活動費は、四半期ごとに、当該四半期に属する最初の月（以下「交付月」という。）の初日に在職する議員に対し、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、1の四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日の属する月までの月数分を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、1の四半期の途中において議員となった者に対する政務活動費は、当該議員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合にあっては、当月）に、当該議員となった日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合にあっては、当月分）から当該四半期の最終月までの政務活動費を交付する。

3 第1項の規定にかかわらず、1の四半期の途中において、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、その者は、当該議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合にあっては、当月分）以降の政務活動費を市に返還しなければならない。

4 政務活動費は、交付月の15日（その日が高槻市の休日を定める条例（平成2年高槻市条例第27号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その前日）に交付する。ただし、これにより難しいときは、市長が別に定めるところによる。

本条の第1項は、政務活動費の交付の基本となる方法として、毎年度4月、7月、10月と翌年1月に、それぞれの月の初日に在職する議員に対し、3か月分の政務活動費を交付することを定めたものである。ただし、市議会議員の改選が行われる場合にあっては、任期が満了する日の属する月までの月数分を交付するとしている。このただし書規定に従うと統一地方選挙によって任期が4月末日までとなっている現状であれば、改選の年度は4月分が交付されることになる。

第2項は、市議会の改選や議会の解散による選挙等により、1の四半期の途中で議員となった者に対する政務活動費の交付方法について定めたものである。この場合、議員となった日が、その月の初日に当たる場合にあっては、その月分を含めて交付されることになる。

第3項は、四半期の途中で辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によって議員でなくなった場合の当該議員の政務活動費の返還義務について定めており、議員でなくなった日がその月の初日に当たる場合にあっては、その月分を含めて返還しなければならないとしたものである。

第4項は、政務活動費は、毎年度4月、7月、10月と翌年1月の各15日（その日が休日になるときは、その前の日）に交付することを定めたものであり、ただし書は、第2項の場合のように、それができないときは、市長が、別に定めることを規定したものである。

（政務活動）

第5条 政務活動は、次に掲げる議員としての活動とする。

- （1） 議会審議に係る案件及び市政の課題に関する調査研究及び情報収集のための活動**
- （2） 市民、各種団体関係者等（以下「市民等」という。）からの要望及び意見の聴取並びに情報収集並びに市民等との意見交換のための活動**
- （3） 議会活動等に関し市民に対して行う広報活動**
- （4） 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める活動**

本条第1項は、第2条において、政務活動費は政務活動に必要な経費として交付するものとするとして規定したことを受け、政務活動を総括的かつ具体的に規定したものである。

まず、第1号は、市長が提案する議案等の議会審議に係る案件や市政に関する課題に関し、あるいは条例等の団体意思形成や意見書等の機関意思形成にかかわり自ら政策立案する案件に関し、議員が行う調査研究や情報収集を行う活動を政務活動と規定したものである。

次に、第2号は、市民、各種団体関係者等の相談や要望・陳情等への対応、意見の聴取、あるいは行政関係者等からの意見の聴取など、市民等からの意

見聴取や情報収集のための活動、また、市民等との意見交換のための活動など、幅広い広聴活動が政務活動として不可欠であることから、それらの活動を政務活動と規定したものである。

次に、第3号は、市政に関する調査研究活動や議会活動あるいは市の政策について、議会活動報告会等を開催することや議会活動広報紙を発行し幅広く広報を行うことは、市民等に議員の活動を広く知らせることであり、そのことにより市民等の意思を的確に収集、把握することにも資する有意義な活動であることから、これらの活動を政務活動と規定したものである。

次に、第4号は、研究会や研修会などの開催や他の団体等が開催する研究会や研修会などへ参加することなどは、政務活動能力の向上に資する有益な活動と考えられるが、これらこれまでの3号に掲げる活動以外のもので、議長が必要と認める活動を政務活動とすることを規定したものである。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条の2 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表の左欄に掲げる費目の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動に係る前項の経費の範囲において政務活動費を使用しなければならない。

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）第100条第14項後段において、新たに「当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定されたことを受けて、条例に本条の規定を設け、政務活動費を充てることができる経費の範囲を規定した。なお、政務活動費を充てることができる経費の範囲を規定した別表は、旧条例施行規則の第7条で規定していた、別表「経費使途区分」を、そのまま、新条例の別表としている。

第2項は、政務活動費の交付を受けた議員は、第1項に定める別表に従い政務活動費を使用しなければならないと、政務活動費を充てることができる経費の範囲の遵守義務を定めたものである。

(会派共用費)

第6条 議会の会派（以下「会派」という。）に所属する議員は、交付を受けた政務活動費の全部又は一部を当該会派が行う政務活動に必要な経費（以下「会派共用費」という。）として、使用することができる。

2 前2条の規定は、会派共用費について準用する。

政務活動費は、議員に対して交付するものであるが、これまで交付の対象を会派としていたため、今後も会派として政務活動を行うことが考えられる。また、会派として行う政務活動が部分的に存続することもあると考えられる。そこで、本条第1項は、会派に所属する議員は、交付を受けた政務活動費の全部又は一部を、所属する会派が行う政務活動に必要な経費として使用できると、政務活動費の使用の例外を定めたものである。

第2項は、会派共用費に充てることができる経費の範囲は、前2条に定める議員の政務活動費を充てることができる経費の範囲と同じであり、また、会派は、会派共用費に充てることができる経費の範囲に従い会派共用費を使用しなければならないと、会派の政務活動費を充てることができる経費の範囲の遵守義務を定めたものである。

(会派共用費の届出等)

第7条 所属する議員から会派共用費を徴収しようとする会派の代表者は、あらかじめ、その旨及び徴収しようとする会派共用費の額を議長に届け出なければならない。

2 会派の代表者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合は、速やかに議長に届け出なければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、速やかに議長に届け出なければならない。

本条は、会派共用費に関する規定で、まず、第1項は、会派に所属する議員から会派共用費を徴収しようとする会派の代表者に対して、年度当初に会派共用費を徴収すること及び徴収しようとする会派共用費の額を議長に届け出ることを義務付けたものである。なお、施行規則で届出を議長が公表することを定めており、届出内容は市民に対して公表されることとなる。

第2項は、第1項の規定による届出事項に変更が生じた場合の会派の代表

者の議長への届出義務を定めている。ただし、議会活動等検討会議の協議の結果、徴収しようとする会派共用費の額は、年度当初にあらかじめ届け出て、その年度内は額を変更しないことになった。したがって、条例施行規則によって会派共用費変更届書を提出することになるのは、会派の名称変更、会派構成員数の変更、会派異動により会派共用費の徴収を廃止する場合などである。会派異動により、新しく会派が結成され、当該会派が会派共用費を徴収することになる場合は、第1項の規定により届け出ることになる。

第3項は、会派共用費を徴収している会派が解散したときは、会派解散届書を速やかに議長に届け出ることを義務付けたものである。

(経理責任者)

第8条 会派共用費を徴収しようとする会派は、会派共用費の収入及び支出に関する経理責任者を置かなければならない。

本条は、会派共用費を徴収しようとする会派に対して、会派共用費の収入及び支出に関する事務あるいは会計帳簿の調製及び収支報告などの経理事務を行う責任者を置くことを義務付けたものである。

(政務活動費収支報告書等の提出)

第9条 政務活動費の交付を受けた議員は、毎年5月31日までに前年度に交付を受けた政務活動費に係る収入及び支出について、別表の左欄に掲げる費目の区分に従い政務活動費収支報告書を作成し、当該支出に係る会計帳簿、領収書等の証拠書類を添付して、議長に提出しなければならない。

この場合において、会派共用費を支出した議員は、当該会派共用費の支出に係る会計帳簿、領収書等の証拠書類の添付を省略することができる。

2 前項前段の規定にかかわらず、議員でなくなったときは、議員であった者（死亡した議員にあっては、その相続人）は、当該事由の生じた日から30日以内に政務活動費収支報告書を作成し、当該支出に係る会計帳簿、領収書等の証拠書類を添付して、議長に提出しなければならない。

3 第1項前段及び前項の規定は、会派共用費について準用する。この場合において、第1項前段中「政務活動費の交付を受けた議員」とあるのは「経理責任者」と、「交付を受けた政務活動費」とあるのは「所属する議員

から徴収した会派共用費」と、「政務活動費収支報告書」とあるのは「会派共用費収支報告書」と、前項中「前項前段」とあるのは「次項において準用する前項前段」と、「議員でなくなった」とあるのは「会派が解散した」と、「議員であった者（死亡した議員にあっては、その相続人）」とあるのは「当該会派の経理責任者であった者」と、「政務活動費収支報告書」とあるのは「会派共用費収支報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

本条の第1項は、政務活動費の交付を受けた議員は、毎年5月31日までに前年度分の政務活動費収支報告書を作成し、会計帳簿、領収書等の証拠書類を添付して、議長に提出しなければならないとしたものである。領収書等の証拠書類とは、政務活動費支出書及びその支出に係る領収書（領収書を徴収できなかった場合には、政務活動費支払証明書によることとなる。）、及び政務活動費の交付に関する事務処理要領において作成を義務付けられ収支報告書に添付することとなる文書である。なお、会計帳簿、領収書等の証拠書類は、いずれも原本を提出することを要する。

後段の規定は、条例第6条により会派共用費を支出した議員は、本条第3項において会派共用費を徴収した会派に対して、政務活動費収支報告書等と同じ内容の会派共用費収支報告書等の提出を義務付け、会派共用費の使途の透明性を確保していくことから、当該共用費の支出について議員個人としては、支出の内容の証明を要しないとする免除規定である。したがって、会派共用費を支出した場合には、議員は、当該会派から取得したその金額に相当する領収書のみを添付すればいいことになる。

第2項は、第1項の例外として、議員が辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったとき、議員であった者（死亡した場合であればその相続人）は、そのことが起きた日から30日以内に政務活動費収支報告書等を議長に提出しなければならないことを義務付けたものである。

第3項は、本条の第1項及び第2項の規定が、会派共用費を徴収した会派にすべて適用されることを定めたもので、この規定により、会派共用費を徴収した会派は、毎年5月31日までに前年度分の会派共用費収支報告書を作成し、会計帳簿、領収書等の証拠書類を添付して、議長に提出しなければならないことになる。また、会派が解散したときも、30日以内に会派共用費

収支報告書等を提出しなければならない。なお、会派共用費に関するこれらの事務は、第 8 条により置かれる経理責任者が担うことになる。

（議長の調査権）

第 10 条 議長は、政務活動費の適正な運用を図るため、前条の規定により提出された政務活動費収支報告書及び会派共用費収支報告書（これらの報告書に添付される証拠書類を含む。第 12 条において同じ。）について、必要に応じて調査することができる。

2 議長は、政務活動費が第 5 条第 1 項（第 6 条第 2 項において準用する場合を含む。）の使途基準に従い使用されていないと認めるときは、その修正を求めることができる。

政務活動費は議員に対して交付されることから、その執行については、基本的に各議員がそれぞれ自己決定し、自ら説明責任を負うことになるが、市議会全体としても政務活動費の適正な運用を図る必要があるため、本条において議長の関与を定めたものである。

第 1 項は、提出された政務活動費収支報告書及び会派共用費収支報告書（これらの報告書に添付される領収書等の証拠書類を含む。）について、議長は、必要に応じて調査することができるとしている。具体的には、議員及び会派共用費を徴収する会派に対して、四半期ごとに会計帳簿、領収書等の証拠書類の提出を求め、点検と確認を行い、年度区分、経費費目、計算等誤りがあれば、修正や補正を求める。なお、必要に応じ助言を行う。

第 2 項は、本条例第 5 条及び同第 5 条の 2 に定める政務活動及び政務活動費を充てることができる経費の範囲に従い、政務活動費又は会派共用費が使用されていないと認めるときは、議長は、議員又は会派に対して、その修正を求めることができるとしたものである。なお、修正を求める内容は、政務活動費の適正な運用を図る観点から、政務活動及び政務活動費を充てることができる経費の範囲に照らして適正性を欠くと判断される事柄である。

なお、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）第 100 条第 16 項において、新たに「議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に務めるものとする。」との規定が設けられたが、政務活動費の使途の透明性の確保については、旧条例第 9 条及び第 10

条において、会計帳簿、領収書等の証拠書類の議長への提出、及び、議長の調査権の規定を設けており、また、議会ホームページにおいて、「政務調査費の手引」及び「政務調査費収支報告書等」をすでに公開しており、政務活動費の使途の透明性は十分に確保されているものと考えているところであり、条文は現行のままとした。

（政務活動費等の返還）

第 1 1 条 議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から政務活動に必要な経費として支出した総額を控除した額に残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を市に返還しなければならない。

2 前項の規定は、会派共用費について準用する。この場合において、同項中「議員」とあるのは「経理責任者」と、「交付を受けた政務活動費」とあるのは「所属する議員から徴収した会派共用費」と、「政務活動費」とあるのは「会派共用費」とそれぞれ読み替えるものとする。

政務活動費は、政務活動に必要な経費として交付されるものであり、政務活動に要した経費が交付を受けた政務活動費より多い場合、交付額が上限となる。一方、政務活動に要した経費が交付を受けた政務活動費より少ない場合にどう取り扱うのか。これについて定めたのが本条の規定である。第 1 項は、政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動に必要な経費を支出した後、年度末に政務活動費に残余額がある場合、その残余額を市に返還しなければならないことを定めている。

第 2 項は、会派共用費を徴収した会派に対しても第 1 項の規定を準用することを定めたもので、会派共用費を徴収した会派は、会派が行う政務活動に必要な経費を支出した後、年度末に徴収した会派共用費に残余額がある場合、その残余額を市に返還しなければならないことを定めている。

このことにより、政務活動費の交付を受けた議員及び会派共用費を徴収した会派は、いずれも残余額を市に返還しなければならないこととし、議員と会派との間で精算行為をしないことを明らかにしている。

(政務活動費収支報告書等の保存)

第 1 2 条 議長は、第 9 条の規定により提出された政務活動費収支報告書及び会派共用費収支報告書を提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

本条は、議員及び経理責任者から提出された政務活動費収支報告書及び会派共用費収支報告書（これらの報告書に添付された領収書等の証拠書類を含む。）を、議長は、提出期限である 5 月 3 1 日から 5 年間保存しなければならないと定めたものである。この規定により、従前、会派で 5 年間保存されていた会計帳簿、領収書等の証拠書類は、議会において 5 年間保存されることになり、議会保有の公文書として情報公開に供されることになる。

(委任)

第 1 3 条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

本条は、条例で定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が定めるとした委任規定である。

なお、市長が定めるもののほか、事務手続き等の細部について、議長が定めることもある。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高槻市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成 2 0 年度以降に交付される政務調査費について適用し、平成 1 9 年度までに交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 0 年 9 月 3 0 日条例第 2 2 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日条例第 7 9 号）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 7 2 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。
- 2 改正後の高槻市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に改正前の高槻市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査

費については、なお従前の例による。

3 高槻市附属機関設置条例（平成24年高槻市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表市長高槻市特別職報酬等審議会の項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則第1項は、この条例の施行期日を平成20年4月1日とするもので、第2項は、本条例が、平成13年に制定された高槻市議会政務調査費の交付に関する条例の全部改正であることから、それぞれの条例の適用区分を定めたものである。

附則（平成20年9月30日条例第22号）第1項は、この条例の施行期日を平成20年9月30日とするものである。

なお、この条例改正は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）第100条中政務調査費に係る2項が、繰り下げられたことによるものである。

附則（平成24年12月19日条例第79号）第1項は、この条例の施行期日を地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する、とするものである。

なお、改正地方自治法附則第1条の政務活動費に関する事項の施行は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する、と規定されているが、地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成25年政令第27号）が平成25年2月6日に公布され、政務活動費に関する事項の施行期日は、平成25年3月1日とされた。

第2項は、政務活動費に関する規定の施行は、改正地方自治法の公布時点で、平成25年3月1日が予定されていたため、平成24年度分については、2月分までが政務調査費で、3月分のみが政務活動費となり、事務手続きが煩雑となることから、経過措置として、政務活動費の交付に関する条例の適用は、改正地方自治法の施行日以後に交付される政務活動費からとする条例適用の例外規定を設けた。

第3項は、今回の地方自治法の政務活動費に関する部分の改正を受けて、

「高槻市附属機関設置条例」の別表、「高槻市特別職報酬等審議会」の項中、「政務調査費」とあるものを、関係する条例の改正であるため、本改正条例の附則の中で改正するのが適当と考え、「政務活動費」に改める文言修正を行ったものである。